

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和3年4月12日

堺市議会議長 宮本 恵子 様

議員氏名

池田 克史



堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和2年度政務活動費について次のとおり報告します。

収 入 (単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費	3,240,000	@270000円 × 12ヶ月 = 3,240,000 円 =
2 その他	207,354	自己負担
収 入 合 計	3,447,354	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	19,600	19,600	
研 修 費			
要 請 ・ 陳 情 活 動 費			
会 議 費			
資 料 作 成 費			
資 料 購 入 費	119,200	119,200	
広 報 ・ 広 聴 費	1,290,495	1,290,495	
人 件 費	783,000	783,000	
事 務 ・ 事 務 所 費	1,235,059	1,027,705	
支 出 合 計	3,447,354	3,240,000	

様式第14条（第7条関係）

令和2年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 池田 克史

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
(人件費) 事務員の雇用	4/1～3/31	堺市政に関する調査研究を行うため事務員を雇用した。
(事務・事務所費) 事務所の賃借	4/1～3/31	堺市政に関する調査研究や住民相談等のため、議員が行う活動に係る事務遂行に必要な経費及び議員が行う活動に必要な事務所の設置又は管理に要する経費。
(広報・広聴費) 広報紙『ikekatsu style』を作成・配布	4/1～3/31	堺市政に関する広報、広聴等により市政に反映させるため、広報紙『ikekatsu style』を作成し堺市北区域を対象に配布した。配布方法は郵送及びポスティング等を用いた。 春号 40,000 枚 夏号 50,000 枚 秋号 47,000 枚 冬号 45,000 枚
(資料購入費) 議会活動に供する資料の購入	4/1～3/31	議会活動を行うため資料の購入を行った。
(調査研究費) 行財政に関する調査研究	4/1～3/31	まちづくり、行政改革、教育、観光等の具体事例や課題分析、改革内容を情報収集するために要した経費。

様式第10号 (第6条関係)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 池田克史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2年 4月6日	4-1		8,019	-8,019	コピー機リース代	⑨	75%
10日		810,000	0	801,981	政務活動費4月～6月受入れ		
10日	4-2		11,274	790,707	事務所電話代	⑨	75%
16日	4-3		5,308	785,399	携帯電話代	⑨	50%
20日	4-4		1,567	783,832	コピー代	⑨	75%
24日	4-5		65,250	718,582	人件費	⑧	75%
24日	4-6		81,988	636,594	事務所賃借料、駐車場代、電気代、水道代	⑨	75%
27日	4-7		2,970	633,624	廃棄物処理料	⑨	75%
月 計		810,000	176,376				
累 計		810,000	176,376	633,624			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

様式第10号 (第6条関係)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 池田克史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2年 5月7日	5-1		4,200	629,424	新聞代	⑥	100%
11日	5-2		7,990	621,434	事務所電話代	⑨	75%
18日	5-3		5,311	616,123	携帯電話代	⑨	50%
20日	5-4		1,567	614,556	コピー代	⑨	75%
20日	5-5		43,305	571,251	市政通信配送代	⑦	75%
25日	5-6		4,200	567,051	新聞代	⑥	100%
25日	5-7		65,250	501,801	人件費	⑧	75%
28日	5-8		915	500,886	名刺印刷代	⑦	50%
29日	5-9		81,813	419,073	事務所賃借料、駐車場 代、電気代、水道代	⑨	75%
29日	5-10		2,970	416,103	廃棄物処理料	⑨	75%
29日	5-11		43,500	372,603	市政通信配布料	⑦	75%
月 計		0	261,021				
累 計		810,000	437,397	372,603			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

## 様式第10号 (第6条関係)

## 会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 池田克史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2年 6月2日	6-1		1,327	371,276	ドメイン代	⑦	1/3
2日	6-2		1,746	369,530	レンタルサーバーサービス 利用料	⑦	1/3
4日	6-3		9,801	359,729	コピー機リース代	⑨	75%
10日	6-4		16,500	343,229	時事行財政情報(7月~9 月)	⑥	100%
10日	6-5		7,459	335,770	事務所電話代	⑨	75%
16日	6-6		5,346	330,424	携帯電話代	⑨	50%
22日	6-7		1,919	328,505	コピー代	⑨	75%
25日	6-8		65,250	263,255	人件費	⑧	75%
26日	6-9		4,200	259,055	新聞代	⑥	100%
30日	6-10		82,207	176,848	事務所賃借料、駐車場 代、電気代、水道代	⑨	75%
30日	6-11		2,970	173,878	廃棄物処理料	⑨	75%
月 計		0	198,725				
累 計		810,000	636,122	173,878			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

様式第10号 (第6条関係)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 池田克史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2年 7月10日		810,000		983,878	政務活動費7月～9月受入れ		
10日	7-1		7,781	976,097	事務所電話代	⑨	75%
16日	7-2		5,585	970,512	携帯電話代	⑨	50%
20日	7-3		262,680	707,832	市政通信印刷代	⑦	75%
20日	7-4		1,692	706,140	コピー代	⑨	75%
24日	7-5		65,250	640,890	人件費	⑧	75%
27日	7-6		83,374	557,516	事務所賃借料、駐車場代、電気代、水道代	⑨	75%
27日	7-7		2,970	554,546	廃棄物処理料	⑨	75%
29日	7-8		4,200	550,346	新聞代	⑥	100%
月 計		810,000	433,532				
累 計		1,620,000	1,069,654	550,346			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 池田克史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2年 8月3日	8-1		45,000	505,346	市政通信配布代	⑦	75%
11日	8-2		1,100	504,246	メールマガジン購読料	⑥	100%
11日	8-3		8,078	496,168	事務所電話代	⑨	75%
17日	8-4		5,977	490,191	携帯電話代	⑨	50%
20日	8-5		42,963	447,228	市政通信配送代	⑦	75%
20日	8-6		4,333	442,895	コピー代	⑨	75%
21日	8-7		108,216	334,679	市政通信配布代	⑦	75%
25日	8-8		65,250	269,429	人件費	⑧	75%
月 計		0	280,917				
累 計		1,620,000	1,350,571	269,429			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

## 会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 池田克史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2年 9月1日	9-1		83,962	185,467	事務所賃借料、駐車場代、電気代、水道代	⑨	75%
1日	9-2		2,970	182,497	廃棄物処理料	⑨	75%
10日	9-3		16,500	165,997	時事行財政情報(10月～12月)	⑥	100%
10日	9-4		9,406	156,591	事務所電話代	⑨	75%
10日	9-5		4,200	152,391	新聞代	⑥	100%
10日	9-6		1,100	151,291	メールマガジン購読料	⑥	100%
10日	9-7		9,800	141,491	DMMオンラインサロン代	①	100%
16日	9-8		6,175	135,316	携帯電話代	⑨	50%
23日	9-9		2,280	133,036	コピー代	⑨	75%
25日	9-10		65,250	67,786	人件費	⑧	75%
30日	9-11		5,500	62,286	WEBサイト調査・修正費	⑦	1/3
月 計		0	207,143				
累 計		1,620,000	1,557,714	62,286			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)



会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 池田克史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2年 10月1日	10-1		84,578	-22,292	事務所賃借料、駐車場代、電気代、水道代	⑨	75%
1日	10-2		2,970	-25,262	廃棄物処理料	⑨	75%
2日	10-3		6,600	-31,862	新聞代(4月～9月分)	⑥	100%
9日		810,000		778,138	政務活動費10月～12月受入れ		
12日	10-4		8,111	770,027	事務所電話代	⑨	75%
12日	10-5		1,100	768,927	メールマガジン購読料	⑥	100%
14日	10-6		262,143	506,784	市政通信印刷代	⑦	75%
16日	10-7		5,981	500,803	携帯電話代	⑨	50%
20日	10-8		2,477	498,326	コピー代	⑨	75%
23日	10-9		65,250	433,076	人件費	⑧	75%
28日	10-10		82,394	350,682	事務所賃借料、駐車場代、電気代、水道代	⑨	75%
28日	10-11		2,970	347,712	廃棄物処理料	⑨	75%
月計		810,000	524,574				
累計		2,430,000	2,082,288	347,712			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

様式第10号 (第6条関係)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 池田克史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2年 11月10日	11-1		7,447	340,265	事務所電話代	⑨	75%
10日	11-2		1,100	339,165	メールマガジン購読料	⑥	100%
16日	11-3		6,014	333,151	携帯電話代	⑨	50%
20日	11-4		1,692	331,459	コピー代	⑨	75%
25日	11-5		65,250	266,209	人件費	⑧	75%
27日	11-6		81,121	185,088	事務所賃借料、駐車場 代、電気代、水道代	⑨	75%
27日	11-7		2,970	182,118	廃棄物処理料	⑨	75%
月 計		0	165,594				
累 計		2,430,000	2,247,882	182,118			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

様式第10号 (第6条関係)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 池田克史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2年 12月14日	12-1		7,220	174,898	事務所電話代	⑨	75%
14日	12-2		4,200	170,698	新聞代	⑥	100%
14日	12-3		1,100	169,598	メールマガジン購読料	⑥	100%
16日	12-4		4,704	164,894	携帯電話代	⑨	50%
18日	12-5		84,888	80,006	市政通信配布代	⑦	75%
21日	12-6		1,692	78,314	コピー代	⑨	75%
25日	12-7		30,000	48,314	市政通信配布代	⑦	75%
25日	12-8		65,250	-16,936	人件費	⑧	75%
25日	12-9		81,081	-98,017	事務所賃借料、駐車場 代、電気代、水道代	⑨	75%
25日	12-10		2,970	-100,987	廃棄物処理料	⑨	75%
25日	12-11		243,424	-344,411	市政通信印刷代	⑦	75%
月 計		0	526,529				
累 計		2,430,000	2,774,411	-344,411			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 池田克史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
3年 1月8日		810,000		465,589	政務活動費1月～3月受入れ		
12日	1-1		16,500	449,089	時事行財政情報(1月～3月)	⑥	100%
12日	1-2		6,746	442,343	事務所電話代	⑨	75%
12日	1-3		4,200	438,143	新聞代	⑥	100%
12日	1-4		1,100	437,043	メールマガジン購読料	⑥	100%
12日	1-5		5,226	431,817	事務所空調機リモコン代	⑨	75%
18日	1-6		4,692	427,125	携帯電話代	⑨	50%
20日	1-7		1,692	425,433	コピー代	⑨	75%
25日	1-8		65,250	360,183	人件費	⑧	75%
27日	1-9		2,373	357,810	コピー用紙	⑨	75%
27日	1-10		81,795	276,015	事務所賃借料、駐車場代、電気代、水道代	⑨	75%
27日	1-11		2,970	273,045	廃棄物処理料	⑨	75%
月計		810,000	192,544				
累計		3,240,000	2,966,955	273,045			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

様式第10号 (第6条関係)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 池田克史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
3年 2月10日	2-1		8,004	265,041	事務所電話代	⑨	75%
10日	2-2		4,200	260,841	新聞代	⑥	100%
10日	2-3		1,100	259,741	メールマガジン購読料	⑥	100%
16日	2-4		4,647	255,094	携帯電話代	⑨	50%
19日	2-5		84,888	170,206	市政通信配布料	⑦	75%
19日	2-6		30,000	140,206	市政通信配布料	⑦	75%
22日	2-7		1,692	138,514	コピー代	⑨	75%
24日	2-8		82,006	56,508	事務所賃借料、駐車場 代、電気代、水道代	⑨	75%
24日	2-9		2,970	53,538	廃棄物処理料	⑨	75%
25日	2-10		65,250	-11,712	人件費	⑧	75%
月 計		0	284,757				
累 計		3,240,000	3,251,712	-11,712			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

## 会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 池田克史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
3年 3月10日	3-1		16,500	-28,212	時事行財政情報(4月~6月)	⑥	100%
10日	3-2		7,627	-35,839	事務所電話代	⑨	75%
10日	3-3		4,200	-40,039	新聞代	⑥	100%
10日	3-4		1,100	-41,139	メールマガジン購読料	⑥	100%
10日	3-5		9,800	-50,939	DMMオンラインサロン代	①	100%
16日	3-6		4,621	-55,560	携帯電話代	⑨	50%
22日	3-7		1,692	-57,252	コピー代	⑨	75%
25日	3-8		65,250	-122,502	人件費	⑧	75%
29日	3-9		81,882	-204,384	事務所賃借料、駐車場代、電気代、水道代	⑨	75%
29日	3-10		2,970	-207,354	廃棄物処理料	⑨	75%
月 計		0	195,642				
累 計		3,240,000	3,447,354	-207,354			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

## 雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

池田 克史

氏名	[REDACTED]		
被雇用者の 氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]年 [REDACTED]月 [REDACTED]日		
住 所	〒 [REDACTED] 大阪府堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	平成 31 年 4 月 1 日 ~ 令和 2 年 3 月 31 日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	20 時間 / 週 (1日 5時間× 4日 / 週)		
賃金額	<input checked="" type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input type="checkbox"/> 時給	87,000 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ( ) 活動		
按分	75 %	<input type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 <u>(週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間)</u> 時間 (週勤務時間数)      時間 <input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照 <input checked="" type="checkbox"/> 備考欄のとおり	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考	業務内容は政務活動ですが、政党活動と後援会活動が全くないとも言えず念のため 75%としている。		

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

# 雇用契約書

ふりがな		生年月日
氏名		年 月 日生
現住所	大阪府堺市	TEL
下記の条件で契約します		
雇用期間	平成 31年 4月 1日から 令和 2年 3月 31日まで	
就業場所	堺市北区北花田町2-56-1 池田かつし議員事務所	
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類作成	
就業時間 (休憩時間)	午前 10時 00分から 午前・午後 4時 00分まで (内、休憩時間は 12時 00分から 13時 00分まで)	
休日	土・日・祝日・年末年始・夏期休暇	
給与(賃金)	月給 87000 円	
給与支払	毎月 月末締め 25日支払い	
	現金にて支払い	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
<p>契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。</p> <p style="text-align: right;">平成31年 4月 1日</p> <p style="text-align: right;">雇用者 池田 克史 印</p> <p style="text-align: right;">被雇用者</p>		



## 雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

池田 克史

氏名	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住所	大阪府堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和2年 4月 1日 ~ 令和3年 3月 31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	20 時間 / 週 (1日 5時間 × 4日 / 週)		
賃金額	<input checked="" type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input type="checkbox"/> 時給	87,000 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ( ) 活動		
按分	75 %	<input type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間)      時間 (週勤務時間数)      時間	
		<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照 <input checked="" type="checkbox"/> 備考欄のとおり	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていることを条件とする。		
備考	業務内容は政務活動ですが、政党活動と後援会活動が全くないとも言えず念のため75%としている。		

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

## 雇用契約書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]年 [REDACTED]月 [REDACTED]日生
現住所	大阪府堺市 [REDACTED]	TEL [REDACTED] [REDACTED]

下記の条件で契約します

雇用期間	令和 2年 4月 1日から 令和 3年 3月 31日まで
就業場所	堺市北区北花田町2-56-1 池田かつし議員事務所
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類作成
就業時間 (休憩時間)	午前 10時 00分から 午前・ <u>午後</u> 4時 00分まで (内、休憩時間は 12時 00分から 13時 00分まで)
休日	土・日・祝日・年末年始・夏期休暇
給与(賃金)	月給 87000 円
給与支払	毎月 月末締め 25日支払い
	現金にて支払い

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和2年 4月 1日

雇用者 池田 克史

被雇用者 [REDACTED]



出勤簿 (R2年 3月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	日					
2日	月	10:00	16:00	5:00		
3日	火	10:00	16:00	5:00		
4日	水					
5日	木	10:00	16:00	5:00		
6日	金	10:00	16:00	5:00		
7日	土					
8日	日					
9日	月	10:00	16:00	5:00		
10日	火	10:00	16:00	5:00		
11日	水	10:00	16:00	5:00		
12日	木					
13日	金	10:00	16:00	5:00		
14日	土					
15日	日					
16日	月	10:00	16:00	5:00		
17日	火	10:00	16:00	5:00		
18日	水					
19日	木	10:00	16:00	5:00		
20日	金					
21日	土					
22日	日					
23日	月	10:00	16:00	5:00		
24日	火					
25日	水	10:00	16:00	5:00		
26日	木					
27日	金	10:00	16:00	5:00		
28日	土					
29日	日					
30日	月	10:00	16:00	5:00		
31日	火					
合計				75:00		
出勤日数				15	日	



出勤簿 (2年 4月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	水	10:00	16:00	5:00	:	
2日	木	:	:	:	:	
3日	金	10:00	16:00	5:00	:	
4日	土	:	:	:	:	
5日	日	:	:	:	:	
6日	月	10:00	16:00	5:00	:	
7日	火	:	:	:	:	
8日	水	:	:	:	:	
9日	木	10:00	16:00	5:00	:	
10日	金	10:00	16:00	5:00	:	
11日	土	:	:	:	:	
12日	日	:	:	:	:	
13日	月	10:00	16:00	5:00	:	
14日	火	10:00	16:00	5:00	:	
15日	水	:	:	:	:	
16日	木	:	:	:	:	
17日	金	10:00	16:00	5:00	:	
18日	土	:	:	:	:	
19日	日	:	:	:	:	
20日	月	10:00	16:00	5:00	:	
21日	火	10:00	16:00	5:00	:	
22日	水	10:00	16:00	5:00	:	
23日	木	:	:	:	:	
24日	金	10:00	16:00	5:00	:	
25日	土	:	:	:	:	
26日	日	:	:	:	:	
27日	月	10:00	16:00	5:00	:	
28日	火	10:00	16:00	5:00	:	
29日	水	:	:	:	:	
30日	木	10:00	16:00	5:00	:	
31日		:	:	:	:	
合計				75:00	:	
出勤日数				15	日/	



参考様式第5号

出勤簿 (R2年 5 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	金	10:00	16:00	5:00	:	
2日	土	:	:	:	:	
3日	日	:	:	:	:	
4日	月	:	:	:	:	
5日	火	:	:	:	:	
6日	水	:	:	:	:	
7日	木	:	:	:	:	
8日	金	:	:	:	:	
9日	土	:	:	:	:	
10日	日	:	:	:	:	
11日	月	10:00	16:00	5:00	:	
12日	火	10:00	16:00	5:00	:	
13日	水	10:00	16:00	5:00	:	
14日	木	:	:	:	:	
15日	金	10:00	16:00	5:00	:	
16日	土	:	:	:	:	
17日	日	:	:	:	:	
18日	月	10:00	16:00	5:00	:	
19日	火	10:00	16:00	5:00	:	
20日	水	:	:	:	:	
21日	木	10:00	16:00	5:00	:	
22日	金	10:00	16:00	5:00	:	
23日	土	:	:	:	:	
24日	日	:	:	:	:	
25日	月	10:00	16:00	5:00	:	
26日	火	10:00	16:00	5:00	:	
27日	水	:	:	:	:	
28日	木	10:00	16:00	5:00	:	
29日	金	10:00	16:00	5:00	:	
30日	土	:	:	:	:	
31日	日	:	:	:	:	
合計				65:00	✓	
出勤日数					13日	



出勤簿 (R2年 6月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	月	10:00	16:00	5:00	:	
2日	火	:	:	:	:	
3日	水	10:00	16:00	5:00	:	
4日	木	:	:	:	:	
5日	金	10:00	16:00	5:00	:	
6日	土	:	:	:	:	
7日	日	:	:	:	:	
8日	月	10:00	16:00	5:00	:	
9日	火	10:00	16:00	5:00	:	
10日	水	10:00	16:00	5:00	:	
11日	木	:	:	:	:	
12日	金	10:00	16:00	5:00	:	
13日	土	:	:	:	:	
14日	日	:	:	:	:	
15日	月	10:00	16:00	5:00	:	
16日	火	10:00	16:00	5:00	:	
17日	水	10:00	16:00	5:00	:	
18日	木	:	:	:	:	
19日	金	10:00	16:00	5:00	:	
20日	土	:	:	:	:	
21日	日	:	:	:	:	
22日	月	10:00	16:00	5:00	:	
23日	火	10:00	16:00	5:00	:	
24日	水	10:00	16:00	5:00	:	
25日	木	:	:	:	:	
26日	金	10:00	16:00	5:00	:	
27日	土	:	:	:	:	
28日	日	:	:	:	:	
29日	月	10:00	16:00	5:00	:	
30日	火	10:00	16:00	5:00	:	
31日		:	:	:	:	
合計				85:00	:	
出勤日数					17日	



出勤簿 (R2年 7 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	水	10:00	16:00	5:00	:	
2日	木	:	:	:	:	
3日	金	10:00	16:00	5:00	:	
4日	土	:	:	:	:	
5日	日	:	:	:	:	
6日	月	10:00	16:00	5:00	:	
7日	火	10:00	16:00	5:00	:	
8日	水	10:00	16:00	5:00	:	
9日	木	:	:	:	:	
10日	金	10:00	16:00	5:00	:	
11日	土	:	:	:	:	
12日	日	:	:	:	:	
13日	月	10:00	16:00	5:00	:	
14日	火	10:00	16:00	5:00	:	
15日	水	10:00	16:00	5:00	:	
16日	木	:	:	:	:	
17日	金	10:00	16:00	5:00	:	
18日	土	:	:	:	:	
19日	日	:	:	:	:	
20日	月	10:00	16:00	5:00	:	
21日	火	10:00	16:00	5:00	:	
22日	水	10:00	16:00	5:00	:	
23日	木	:	:	:	:	
24日	金	:	:	:	:	
25日	土	:	:	:	:	
26日	日	:	:	:	:	
27日	月	10:00	16:00	5:00	:	
28日	火	10:00	16:00	5:00	:	
29日	水	10:00	16:00	5:00	:	
30日	木	:	:	:	:	
31日	金	10:00	16:00	5:00	:	
合計				85:00	:	
出勤日数				17	日	



出勤簿 (22年 8月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	土	:	:	:	:	
2日	日	:	:	:	:	
3日	月	10:00	16:00	5:00	:	
4日	火	10:00	16:00	5:00	:	
5日	水	10:00	16:00	5:00	:	
6日	木	:	:	:	:	
7日	金	10:00	16:00	5:00	:	
8日	土	:	:	:	:	
9日	日	:	:	:	:	
10日	月	:	:	:	:	
11日	火	:	:	:	:	
12日	水	:	:	:	:	
13日	木	:	:	:	:	
14日	金	:	:	:	:	
15日	土	:	:	:	:	
16日	日	:	:	:	:	
17日	月	10:00	16:00	5:00	:	
18日	火	10:00	16:00	5:00	:	
19日	水	10:00	16:00	5:00	:	
20日	木	:	:	:	:	
21日	金	10:00	16:00	5:00	:	
22日	土	:	:	:	:	
23日	日	:	:	:	:	
24日	月	10:00	16:00	5:00	:	
25日	火	10:00	16:00	5:00	:	
26日	水	10:00	16:00	5:00	:	
27日	木	:	:	:	:	
28日	金	10:00	16:00	5:00	:	
29日	土	:	:	:	:	
30日	日	:	:	:	:	
31日	月	10:00	16:00	5:00	:	
合計				65:00	:	
出勤日数				13日		





出勤簿 (R2年 9 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	火	10:00	16:00	5:00	:	
2日	水	10:00	16:00	5:00	:	
3日	(木)	:	:	:	:	
4日	金	10:00	16:00	5:00	:	
5日	(土)	:	:	:	:	
6日	(日)	:	:	:	:	
7日	月	10:00	16:00	5:00	:	
8日	(火)	:	:	:	:	
9日	水	10:00	16:00	5:00	:	
10日	(木)	:	:	:	:	
11日	金	10:00	16:00	5:00	:	
12日	(土)	:	:	:	:	
13日	(日)	:	:	:	:	
14日	月	10:00	16:00	5:00	:	
15日	火	10:00	16:00	5:00	:	
16日	(水)	:	:	:	:	
17日	木	10:00	16:00	5:00	:	
18日	金	10:00	16:00	5:00	:	
19日	(土)	:	:	:	:	
20日	(日)	:	:	:	:	
21日	(月)	:	:	:	:	
22日	(火)	:	:	:	:	
23日	水	10:00	16:00	5:00	:	
24日	木	10:00	16:00	5:00	:	
25日	金	10:00	16:00	5:00	:	
26日	(土)	:	:	:	:	
27日	(日)	:	:	:	:	
28日	月	10:00	16:00	5:00	:	
29日	火	10:00	16:00	5:00	:	
30日	水	10:00	16:00	5:00	:	
31日		:	:	:	:	
合計				80:00	:	
出勤日数				16日		



出勤簿 (R2年 10月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	(木)	:	:	:	:	
2日	金	10:00	16:00	5:00	:	
3日	(土)	:	:	:	:	
4日	(日)	:	:	:	:	
5日	月	10:00	16:00	5:00	:	
6日	火	10:00	16:00	5:00	:	
7日	水	10:00	16:00	5:00	:	
8日	(木)	:	:	:	:	
9日	金	10:00	16:00	5:00	:	
10日	(土)	:	:	:	:	
11日	(日)	:	:	:	:	
12日	月	10:00	16:00	5:00	:	
13日	火	10:00	16:00	5:00	:	
14日	水	10:00	16:00	5:00	:	
15日	(木)	:	:	:	:	
16日	金	10:00	16:00	5:00	:	
17日	(土)	:	:	:	:	
18日	(日)	:	:	:	:	
19日	月	10:00	16:00	5:00	:	
20日	(火)	:	:	:	:	
21日	水	10:00	16:00	5:00	:	
22日	(木)	:	:	:	:	
23日	金	10:00	16:00	5:00	:	
24日	(土)	:	:	:	:	
25日	(日)	:	:	:	:	
26日	月	10:00	16:00	5:00	:	
27日	火	10:00	16:00	5:00	:	
28日	水	10:00	16:00	5:00	:	
29日	(木)	:	:	:	:	
30日	金	10:00	16:00	5:00	:	
31日	(土)	:	:	:	:	
合計				80:00	:	
出勤日数				16日		



出勤簿 (R2年 11 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	日	:	:	:	:	
2日	日	:	:	:	:	
3日	火	:	:	:	:	
4日	水	10:00	16:00	5:00	:	
5日	木	10:00	16:00	5:00	:	
6日	金	10:00	16:00	5:00	:	
7日	土	:	:	:	:	
8日	日	:	:	:	:	
9日	月	10:00	16:00	5:00	:	
10日	火	10:00	16:00	5:00	:	
11日	水	:	:	:	:	
12日	木	10:00	16:00	5:00	:	
13日	金	10:00	16:00	5:00	:	
14日	土	:	:	:	:	
15日	日	:	:	:	:	
16日	月	10:00	16:00	5:00	:	
17日	火	10:00	16:00	5:00	:	
18日	水	:	:	:	:	
19日	木	10:00	16:00	5:00	:	
20日	金	10:00	16:00	5:00	:	
21日	土	:	:	:	:	
22日	日	:	:	:	:	
23日	日	:	:	:	:	
24日	火	10:00	16:00	5:00	:	
25日	水	10:00	16:00	5:00	:	
26日	木	:	:	:	:	
27日	金	10:00	16:00	5:00	:	
28日	土	:	:	:	:	
29日	日	:	:	:	:	
30日	月	10:00	16:00	5:00	:	
31日		:	:	:	:	
合計				75:00	:	
出勤日数				15	日	



出勤簿 (R2年 12月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	火	10:00	16:00	5:00	:	
2日	水	10:00	16:00	5:00	:	
3日	木	:	:	:	:	
4日	金	10:00	16:00	5:00	:	
5日	土	:	:	:	:	
6日	日	:	:	:	:	
7日	月	10:00	16:00	5:00	:	
8日	火	10:00	16:00	5:00	:	
9日	水	10:00	16:00	5:00	:	
10日	木	:	:	:	:	
11日	金	10:00	16:00	5:00	:	
12日	土	:	:	:	:	
13日	日	:	:	:	:	
14日	月	10:00	16:00	5:00	:	
15日	火	10:00	16:00	5:00	:	
16日	水	10:00	16:00	5:00	:	
17日	木	:	:	:	:	
18日	金	10:00	16:00	5:00	:	
19日	土	:	:	:	:	
20日	日	:	:	:	:	
21日	月	10:00	16:00	5:00	:	
22日	火	10:00	16:00	5:00	:	
23日	水	10:00	16:00	5:00	:	
24日	木	:	:	:	:	
25日	金	10:00	16:00	5:00	:	
26日	土	:	:	:	:	
27日	日	:	:	:	:	
28日	月	10:00	16:00	5:00	:	
29日	火	:	:	:	:	
30日	水	10:00	16:00	5:00	:	
31日	木	:	:	1:1	:	
合計				85:00	:	
出勤日数				17日		



出勤簿 (R3年 1 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	金	:	:	:	:	
2日	土	:	:	:	:	
3日	日	:	:	:	:	
4日	月	:	:	:	:	
5日	火	:	:	:	:	
6日	水	:	:	:	:	
7日	木	10:00	16:00	5:00	:	
8日	金	10:00	16:00	5:00	:	
9日	土	:	:	:	:	
10日	日	:	:	:	:	
11日	月	:	:	:	:	
12日	火	10:00	16:00	5:00	:	
13日	水	10:00	16:00	5:00	:	
14日	木	:	:	:	:	
15日	金	10:00	16:00	5:00	:	
16日	土	:	:	:	:	
17日	日	:	:	:	:	
18日	月	10:00	16:00	5:00	:	
19日	火	10:00	16:00	5:00	:	
20日	水	10:00	16:00	5:00	:	
21日	木	:	:	:	:	
22日	金	10:00	16:00	5:00	:	
23日	土	:	:	:	:	
24日	日	:	:	:	:	
25日	月	10:00	16:00	5:00	:	
26日	火	10:00	16:00	5:00	:	
27日	水	10:00	16:00	5:00	:	
28日	木	:	:	:	:	
29日	金	10:00	16:00	5:00	:	
30日	土	:	:	:	:	
31日	日	:	:	:	:	
合計				65:00	:	
出勤日数				13 日		



出勤簿 (R3年 2月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	月	10:00	16:00	5:00	:	
2日	火	10:00	16:00	5:00	:	
3日	水	:	:	:	:	
4日	木	10:00	16:00	5:00	:	
5日	金	10:00	16:00	5:00	:	
6日	土	:	:	:	:	
7日	日	:	:	:	:	
8日	月	10:00	16:00	5:00	:	
9日	火	10:00	16:00	5:00	:	
10日	水	10:00	16:00	5:00	:	
11日	木	:	:	:	:	
12日	金	10:00	16:00	5:00	:	
13日	土	:	:	:	:	
14日	日	:	:	:	:	
15日	月	10:00	16:00	5:00	:	
16日	火	10:00	16:00	5:00	:	
17日	水	:	:	:	:	
18日	木	10:00	16:00	5:00	:	
19日	金	10:00	16:00	5:00	:	
20日	土	:	:	:	:	
21日	日	:	:	:	:	
22日	月	10:00	16:00	5:00	:	
23日	火	:	:	:	:	
24日	水	10:00	16:00	5:00	:	
25日	木	:	:	:	:	
26日	金	10:00	16:00	5:00	:	
27日	土	:	:	:	:	
28日	日	:	:	:	:	
29日		:	:	:	:	
30日		:	:	:	:	
31日		:	:	:	:	
合計				75:00	:	
出勤日数				15 日		



## 事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名      池田 克史

管理責任者 (議員名)	池田 克史		
事務所名	池田かつし市政事務所		
所在地	〒 591-8002 堺市北区北花田町 2-56-1 <span style="float: right;">TEL 072 ( 253 ) 2345</span>		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先 株式会社丸武道具堂)		
	他用途との兼用 <input type="checkbox"/> 有 ⇒ <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 私的使用	
		<input type="checkbox"/> 後援会事務所	
		<input type="checkbox"/> 政党活動事務所	
		<input type="checkbox"/> 会社等 (関係団体)	
延べ面積	38 m <sup>2</sup>	賃借料	月額 77,000 円 (政務活動費充当額 57,750 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	75 %	(次のいずれかの説明方法を選択) <input checked="" type="checkbox"/> 備考欄のとおり <input type="checkbox"/> 使用面積による    使用面積 _____ m <sup>2</sup> /延べ面積 (m <sup>2</sup> ) <input type="checkbox"/> 使用時間による    月 _____ 時間のうち _____ 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	<input checked="" type="checkbox"/> 電気代・・・75 % <input checked="" type="checkbox"/> 水道代・・・75 % <input type="checkbox"/> ガス代・・・    % <input checked="" type="checkbox"/> 固定電話代・・・75 % <input type="checkbox"/> その他 (                    )・・・    %	
	駐車場 賃借料	75 %	月額 22,000 円 (政務活動費充当額 16,500 円) 【所在地】 堺市北区北花田町 2-56-1
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 (                    ) ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考	業務内容は政務活動であるが、政党活動と後援会活動が全くないとも言えず、念の為 75%とした。		

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

# 建物賃貸借契約書

(事業用)

平成 28 年 1 月 24 日

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会 制定

会員業務用



## 建物賃貸借契約書（事業用）

賃貸人 株式会社 丸武道具堂 を甲とし、賃借人 池田 克史 を乙として、甲の所有する建物について次のとおり建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### I. 標記

#### (1) 賃貸借の目的物

所在地	堺市北区北花田町二丁56番地1		
住居表示	堺市北区北花田町2丁56番地1		
家屋番号	56番1の3	建物種類	店舗・倉庫・事務所
建物名称	丸武北花田町ビル	住戸番号	3階3号室
構造	鉄骨造 陸屋根葺 3階建（目的物の所在階数 3階）		
	（ <input type="checkbox"/> 共同建 <input checked="" type="checkbox"/> 一戸建 <input type="checkbox"/> 長屋建 <input type="checkbox"/> その他 ）		
床面積	約38㎡		
施工仕様	内外装仕様現状渡し、内装仕上げ借主負担		
付属設備			
付属施設			
付記事項			

\* 記入例→  
 施工仕様…… 内外装仕様現状渡し、店舗仕様貸主負担施工、内装仕上げ借主負担、冷暖房設備・厨房設備借主負担施工 等  
 付属設備…… 給排水設備、冷暖房設備、エアコン、厨房設備、トイレ、照明器具、営業什器一式、クレーン、〇〇〇機械設備一式 等  
 付属施設…… 駐車場、車庫、自転車置場、物置、専用庭、庭園 等

#### (2) 賃貸借契約期間および引渡し日

始 期	および 引渡し日	2年間とする
	西暦2016年2月1日より	
終 期	西暦2018年1月31日まで	

## (3) 賃料、共益費

	金額	支払い方法	振込による場合
賃料	月額 金 70,000 円	賃料、共益費を共に現金持参または振込による方法により、毎月末日までに翌月分を先払いする。	金融機関名 永和信用金庫 北花田支店 預 金 <input checked="" type="checkbox"/> 当座 口座番号 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>
共益費	月額 一円		宛先名義人 株式会社 丸武道具堂 フリガナ カ) マルタケドウグドウ

## (4) 保証金

保証金	金 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXX</span> 円	解約時控除金	金 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXX</span> 円
-----	------------------------------------------------------------------------	--------	------------------------------------------------------------------------

## (5) 賃貸人及び管理人

賃 貸 人	住所	〒591-8007 堺市北区奥本町1丁41番地4
	氏名	株式会社 丸武道具堂
管 理 人	住所	〒591-8002 堺市北区北花田町2丁28番地
	氏名	有限会社 エイショウハウス

## (6) 入居者

賃借人	氏名	商号・名称・営業種目・職業	本人との関係、法人の場合地位（代表者、所長、管理責任者、社員等）
(本人)			
家族又は従業者・社員など本物件建物内入居者 (多人数の場合はその他従業員〇〇名)等 記入 合計( )人			

## (7) 連帯保証人

連帯保証人	住 所		
	氏 名		年齢
	職 業		借主との関係

## II. 契約条項

### (目的および用途)

- 第1条 甲はその所有する標記物件（以下「本物件」という。）を、次項に規定する用途に供することを目的として乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約する。
2. 乙は、本物件を 事務所 として賃借使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。

### (賃貸借期間および引渡し日)

- 第2条 賃貸借期間および引渡し日は、標記のとおりとする。
2. 甲および乙は、協議のうえ、本契約を更新することができる。

### (賃料等)

- 第3条 賃料および共益費は、標記のとおりとする。
2. 乙の支払う共益費は、本物件の共用部分および共用施設の維持管理に必要な費用に充当される。
3. 乙は、賃料および共益費をそれぞれの消費税を加算し、毎月末日限り、翌月分の賃料および共益費として甲方に持参して支払うか、または甲の指定する標記の金融機関口座へ振込みにより支払うものとする。  
ただし、振込みにかかる費用は乙の負担とする。
4. 1ヵ月に満たない賃料等は、1ヵ月を30日として日割り計算する。
5. 甲および乙は、土地または建物に対する租税その他の公課の負担の増減により、土地または建物の価格の上昇もしくは低下その他の経済変動により、または近傍類似の建物の賃料等に比較して賃料が不相当となったとき、あるいは維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、相手方に対し、賃料等の増減を請求することができるものとする。

### (保証金)

- 第4条 乙は、保証金として標記金額を甲に預託する。
2. 本契約が終了し、乙が本物件を完全に明け渡し返還した場合には、甲は速やかに前項により受託した保証金から標記の解約時控除金を控除した金額を無利息で乙へ返還するものとする。  
ただし、乙に賃料等の滞納、損害の賠償その他本契約から生じたもので既に履行期の到来した債務等がある場合は、甲は、標記解約時控除金とは別途に、標記保証金からこれらの債務金を控除することができる。この場合には、甲はその内訳を乙に明示しなければならない。
3. 前項の解約時控除金は、本契約締結に際し、一時金として乙が負担すべき金員であって、乙に返還されないものとする。
4. 乙は、本契約期間内において、賃料その他の債務と保証金とを相殺することはできない。
5. 乙は、この保証金にかかる返還請求権を第三者に譲渡し、または保証金を他の債務の担保に供してはならない。

### (本物件内の造作等)

- 第5条 乙は、本物件内について第1条第2項の使用目的のため内装および設備工事等施工するときは、仕様・工程等につき事前に甲の書面による承諾を得た後に、自らの責任と費用負担のもとに実施することができる。  
ただし、この場合施工業者については、甲および乙の双方が協議のうえ決定する。
2. 乙は、前項の工事を実施するときは周辺の第三者に損害・迷惑等を及ぼすことのないよう注意して施工するものとし、当該工事によって、本物件を毀損または滅失せしめた

ときは直ちに甲に通知すると共にその損害を賠償せねばならず、また、第三者から異議苦情等の申出があったときは乙の責任と負担において速やかにこれを解決しなければならない。

(設備・造作等の変更)

第6条 乙が本物件の内外装設備・仕様または前条により乙が施工した造作を下記の各号に定めることその他、改造、除去、変更するなど現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲に仕様書、設計図、請負業者届を提出し、書面による承諾を得たのちに着手しなければならない。

(1)本物件内の造作、間仕切、建具等の新增設または模様替え。

(2)電灯の新增設、移設、電話の引込架線、およびその他の設備の新增設、移転、変更等。

(3)本物件の外面（出入口扉、窓ガラス、シャッター等を含む）での商号、商標、その他の表示。

2. 前項の工事に要する費用は、乙の負担とする。

(修理等)

第7条 本物件の屋根、柱、壁、梁、床等主要構造部の維持保全に必要な修理は甲の負担とする。

2. 本物件内の畳・建具類、壁面・天井のクロス、フロアシート、ガラス、照明器具、その他付属品等の損耗による修理は、乙の負担とする。

3. 厨房設備、トイレ、冷暖房器、給湯器、換気扇、給排水設備、付属機械設備等付属設備が、乙の故意・過失により修理、取換えの必要な場合は、これに要する費用は乙の負担とする。

4. 乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見したときには、速やかに甲に通知しなければならない。

5. 乙は、本物件および諸造作設備の修理を自らの負担において実施する場合であっても、その修理の実施および方法についてはあらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

(免責)

第8条 地震、火災、風水害等の災害、盗難その他不可抗力と認められる事故、または甲・乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲または乙の損害について、甲または乙は互いにその責を負わないものとする。

(遵守事項)

第9条 乙は、善良なる管理者の注意をもって本物件および本物件建物内の諸設備を使用しなければならない。また、乙の営業活動にかかり、近隣居住者等に迷惑となるような一切の行為をしてはならない。

(乙の届出義務)

第10条 乙または連帯保証人は、次の各号に該当するときは、直ちに書面により甲に届け出なければならない。

(1)乙の住所、商号、営業種目、組織、代表者に変更が生じたとき。

(2)乙または連帯保証人が、成年被後見人、被保佐人、被補助人の宣告を受けたとき、または連帯保証人が破産したとき。

(3)標記に記載した入居者に変更のあるとき。

(4)乙または連帯保証人が死亡したとき。

(5)1ヵ月以上にわたり不在する場合における不在期間および連絡先。

(6)本物件を毀損または滅失したとき。

(7)出入口の鍵を紛失したとき若しくは取り替えるとき。

(承諾が必要な事項)

第 11 条 乙は、次の各号に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

- (1)大型金庫、大型書庫・ロッカー、機械設備等重量物の搬入据付け等をするとき。
- (2)第 5 条（本物件内の造作等）または第 6 条（設備・造作等の変更）に該当する行為をしようとするとき。

(禁止事項)

第 12 条 乙は、次の各号に該当する行為を行ってはならない。

- (1)本物件の全部または一部について賃借権を譲渡すること。
- (2)本物件の全部または一部を第三者に転貸すること。
- (3)本物件において危険な行為、近隣に迷惑となる行為を行うこと。
- (4)反社会的集団（暴力団、過激な集団等）と関係を持つこと、または、これらの集団に加盟すること
- (5)本物件において犬、猫等動物の飼育をすること。

(第三者同居の禁止)

第 13 条 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ないで、本物件に標記記載の者以外の第三者を同居させまたは使用させ或いは第三者の名義を表示してはならない。

(立入点検)

第 14 条 甲または甲指定の管理人その他甲の指定する者は、本物件建物の保全、衛生、防犯、防火、救護その他本物件建物の管理上必要があると認めるときはいつでも、乙に通知して本物件に立ち入り、これを点検し適宜の措置を講じることができる。

2. 前項の規定にかかわらず、非常の場合においては、乙に対する通知なくして前項の行為を行うことができるが、この場合甲は事後速やかに乙に報告するものとする。
3. 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
4. 前三項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

(契約の解除)

第 15 条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- (1)第 3 条の賃料等の支払義務
  - (2)乙の故意又は過失により必要になった修繕に要する費用の負担義務
2. 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
- (1)第 1 条の使用目的遵守義務
  - (2)第 11 条（承諾が必要な事項）に規定する事項の遵守義務
  - (3)第 12 条（禁止事項）に規定する事項の遵守義務
  - (4)第 13 条（第三者同居の禁止）の遵守義務
  - (5)その他本契約書に規定する乙の義務

(契約の終了)

第 16 条 次の各号に該当することがあったときは、本契約は終了するものとし、その結果生じた損害について、甲乙相互に損害賠償の請求をしない。

- (1)天災地変、火災その他甲および乙のいずれの責に帰すことのできない事由により本物

件の全部または一部が滅失もしくは毀損して本物件の使用が不可能になったとき。  
(2)法令または条例の施行もしくは公権力の行使、関係官庁の指導等による本物件の収用、  
取り払い、使用禁止等の事由が発生したとき。

(期間内解約)

第17条 乙が、本契約を解除しようとするときは、解約日の3ヵ月前までに甲に書面で予告しなければならぬ。  
ただし、乙は、予告に代えて賃料および共益費の3ヵ月分相当額を支払い即時解約することができる。

(明け渡し)

第18条 乙は、本契約終了と同時に、本物件を甲に明け渡さなければならない。この場合において、乙は本物件に付加した設備等を自己の費用をもって除去し、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状に回復しなければならない。  
2. 甲および乙は、前項明け渡しに際しては、双方が立会のうえ確認し、損耗の存するときは、その内容および原状回復の施工方法について協議するものとする。  
3. 乙は、明け渡しに際し、乙の費用で本件建物に付加した一切の造作について、甲にその買取りを請求することはできない。  
4. 乙は、明け渡しに際し、移転料、立退き料等名目の如何を問わず甲に対し、一切の金銭請求をすることはできない。  
5. 乙は、明け渡しが遅滞したときには、甲に対し、遅滞日数分の賃料および共益費の倍額相当額を損害金として支払わなければならない。

(連帯保証人)

第19条 標記連帯保証人は、本契約に基づく乙の一切の債務につき乙と連帯して履行の責を負う。  
2. 乙は、連帯保証人につき無資力、死亡等資格要件を欠くに至ったときには、甲の認める他の連帯保証人を付すものとする。

(雑則)

第20条 本物件における電気、ガス、上下水道、電話等の使用については、乙が直接当該事業者と契約を締結するものとする。

(消費税)

第21条 乙は、第3条に定める賃料および共益費、第18条第5項の損害金について、消費税としてそれらの8%相当額を負担するものとする。

(協議事項)

第22条 本契約に定めがない事項、または本契約条項に解釈上の疑義が生じた事項については、甲および乙が、民法その他関係法規および不動産取引の慣行に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。

(特約条項)

第23条 下記条項のとおりとする。

- 一、乙は賃貸借契約期間中は火災保険に加入する義務を負う。
- 一、消費税法が改正された場合は新税率を適用するものとする。
- 一、平成28年1月31日迄はフリーレントとし、賃料の発生は2月1日からとする。
- 一、店頭看板の構造・規模については別途協議とし、施工費は乙の負担とする。
- 一、契約最終月の賃料については日割精算は行わないものとする。
- 一、本物件は現状有姿の状態賃貸借を開始するものとする。

以上

### Ⅲ. 反社会的勢力排除条項

#### (反社会的勢力の排除)

第1条 甲および乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
- (4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
  - ア 相手に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
  - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

#### (禁止または制限される行為)

第2条 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
- (2) 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、付近の住民または通行人に不安を覚えさせること。
- (3) 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。

#### (契約の解除)

第3条 甲または乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

- (1) 第1条の確約に反する事実が判明したとき。
  - (2) 契約締結後に自らまたは役員が反社会的勢力に該当したとき。
2. 甲は、乙が前条各号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

以 上



お客様各位

『反社会的勢力排除条項』について

安全で住みよい社会は、すべての人に共通の願いです。暴力団等の反社会的勢力は、安全で住みよい社会の実現をおびやかす存在であり、国民生活から反社会的勢力を排除していくことが社会的に求められています。このような社会的要請のもと、各都道府県では、反社会的勢力排除の取組が積極的に進められており、ほとんどの都道府県で「暴力団排除条例」が制定されています。

「暴力団排除条例」では、おおむね、不動産所有者（売主・貸主）に対して、

- ① 暴力団事務所の用に供されることを知って、譲渡等に係る契約をしてはならない。
- ② 譲渡等に係る契約の締結前に、暴力団事務所の用に供するものではないことを確認するよう努める。
- ③ 譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を定めるよう努める。
  - ア 暴力団事務所の用に供してはならない
  - イ 暴力団事務所の用に供されることが判明したときは、催告することなく当該契約を解除することができる
- ④ 暴力団事務所の用に供されることが判明した場合、速やかに当該譲渡等に係る契約を解除するよう努める。

等が規定されています。

不動産流通業界では、「暴力団排除条例」に対応するため、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課の指導の下、国土交通省総合政策局不動産課の協力を得て、「売買契約書」「媒介契約書」「賃貸住宅契約書」において反社会的勢力との取引を排除する規定を設けましたので、ご理解とご協力を頂きますようお願い致します。

記

〈趣旨〉

本規定は、契約書において①あらかじめ契約当事者が反社会的勢力でない旨等を相互に確約し、②契約後において取引の相手方が反社会的勢力であったことが判明した場合や反社会的勢力の事務所等に供された場合に、契約の解除等速やかに反社会的勢力の排除の対応ができるよう定めておくものです。

以上

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会

本契約を証するため本書二通を作成し、甲、乙署名捺印の上、各々その一通を保有する。

平成 28 年 1 月 24 日

甲（賃貸人）

住所 堺市北区奥本町1丁41番地4

氏名 株式会社 丸武道具堂

(TEL 072-251-4066 )



乙（借借人）

住所

堺市 [Redacted]

氏名

池田 克史

(TEL [Redacted])



連帯保証人

住所

大阪府 松原市 [Redacted]

氏名

[Redacted]

(TEL [Redacted])



この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

媒介業者

免許番号 大阪府知事(7)34135号

事務所所在地 大阪府堺市北区北花田町2丁28番地

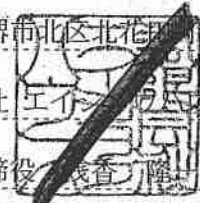
商号(名称) 有限会社 エイ・エス・ワス

代表者氏名 代表取締役 長香 隆

宅地建物取引士 登録番号 大阪府知事 第 [Redacted] 号

氏名 [Redacted]

印



媒介業者

平成 年 月 日

賃貸建物《 丸武北花田ビル 》

賃貸人 株式会社 丸武道具堂 殿

賃借人 住所

氏名

印

(TEL

)

鍵 預 かり 書 ( 念 書 )

このたび、賃貸建物《 丸武北花田ビル 》( 号室)を賃借しましたが、「人居使用」にあたり、同建物の鍵 個(鍵No. )を、本日、確かに受け取りました。つきましては、後日、賃貸借契約解除によって私が同建物を退去する時まで、善良な管理者の注意をもって使用し、保管することとし、明け渡し時には、お預かり致しました鍵すべてを責任を持って貴殿に返還致します。

万一、鍵を紛失したときは、直ちに貴殿に届出ることとし、この場合私の費用負担で貴殿が錠前一式を取り替えられることを予め承諾致します。

また、鍵の複製品が必要なときは、手持ちの鍵を提示のうえ貴殿にて作製していただくこととし、貴殿に無断で複製致しません。

以上のとおり鍵受取の証として念書します。

以上

# 解約通知書

通知年月日 年 月 日

賃貸人 殿  
物件名 (階 号室)  
賃借人氏名 印  
TEL

賃借人 は建物賃貸借契約を解約し、  
年 月 日に明け渡しを通知し、確実に履行することを確約致します。万  
一明け渡しが遅延することがあれば、理由の如何を問わず、私の遅延によって発生した損害  
は賠償致します。

※必ず、下欄の必要事項をご記入下さい。

明け渡し後連絡先	住所 TEL
預託保証金等 返戻金振込先	宛先名(フリガナ)  金融機関名 銀行 支店 口座番号 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 No.

キリトリセン

## 解約通知及び連絡先

賃貸人 住所	
氏名	TEL

- (注1) この通知書は、明け渡し 以上前に提出して下さい。
- (注2) 引越先未定の場合は、確定後で結構ですが、必ずお知らせ下さい。
- (注3) 物件内に所有物を残置されると、返還金の清算事務が遅れます。

年 月 日

### 増改築等承諾についてのお願い

賃貸人 殿

賃借人 住所

氏名

印

このたび、貴殿から私が賃借しました下記①の建物について、増改築または造作加工等を下記②、③の通り行いたいので、承諾願います。

#### 記

①建物	所在地	
	種類構造	
	工事箇所	
②工事期間	年 月 日から 所要日数延べ 日間	
③工事内容	別紙の通り（設計図添付）	

#### 承諾書

上記について、承諾いたします。

(なお、  
----- )

平成 年 月 日

賃貸人 住所

氏名

印

# 駐車場賃貸借契約書

丸武北花田ビル駐車場 NO. ■

池田 克史様

平成28年2月1日～

# 駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地 堺市北区北花田町2丁56-1

名称（丸武北花田ビル駐車場）第      号

車種及びプレートナンバー

賃料 1ヶ月 金10,000円也（消費税別途）

礼金 金      円也

上記につき貸主を甲・借主を乙として、下記条項を双方承諾の上、本契約を締結する。

- 第1条 賃貸借の期間は平成28年 2月 1日より平成30年 1月31日迄の2年とする。但し期間満了の場合、甲乙合意の上契約を更新することが出来る。
- 第2条 賃料は毎月末日までに翌月分を甲指定の銀行口座に振り込みにより支払うものとする。万一、1ヶ月でも滞納した場合は甲は催告を要せず本契約を解除することができ、乙は即時に駐車場区画を明け渡さなければならない。
- 第3条 公租公課の増税、物価の変動又は近隣相場等に応じて賃料増額理由が生じた時は契約期間中においても甲乙合意の上賃料の改定ができるものとする。
- 第4条 車は契約の区画以外に駐車しないこと。通路は常時十分に空け、他車の出入りを妨げてはならない。
- 第5条 乙は甲に無断で契約車両以外を置いてはならない。
- 第6条 乙が甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規約に違反した場合、甲は直ちに契約を解約することができる。
- 第7条 駐車場は清潔に使用し、消防法その他法令等により危険物として指定された物件の持ち込をしたり、定位の境界を侵したり、その他近隣の迷惑となる行為を一切してはならない。
- 第8条 甲の責任に基づかない現場においての天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても、甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第9条 乙及びその代理人・使用人・使用者・同乗者その他関係者等の責に帰すべき事由により駐車場及びその施設・駐車場の他車に損害を与えたときは、乙は速やかにその損害を賠償しなければならない。
- 第10条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、甲3ヶ月乙3ヶ月前に互いに通告し、期間満了と同時に乙は完全に駐車場を明け渡すこと。

特約条項

- 一、契約最終月の賃料については日割精算は行わないものとする。
- 一、車庫証明の交付を受けた借主は、移転先駐車場の車庫証明書の写しや廃車証明書などを解約後遅滞なく提出すること。提出が遅滞した場合は契約が継続中とみなし、引き続き賃料を支払う義務があることを借主は承諾する。
- 一、賃料振り込みにかかる手数料は乙の負担とする。
- 一、本件駐車場において、乙を含め満車になったときは、乙は甲及び管理人が行う清掃時や維持管理を行う業者が [ ] 枠を一時使用することに協力することを約束する。

(振込先) 永和信用金庫 北花田支店 当座 [ ] 株式会社 丸武道具堂  
カ) マルタケドウグドウ

本契約の証として本書2通を作成し甲・乙互いに署名捺印の上各自1通を所持する。

平成28年1月 2 / 日

貸主 住所 堺市北区奥本町1丁41-4  
(甲) 氏名 株式会社 丸武道具堂



借主 住所 堺市 [ ]  
(乙) 氏名 池田 克史  
TEL [ ]



仲介人 所在地 堺市北区北花田町2丁28番地  
名称 有限会社 エイショウハウス  
代表者 代表取締役 浅 香 隆 一  
TEL 072-258-5315





# 駐車場賃貸借契約書

丸武北花田ビル駐車場 NO. ■

池田 克史様

平成28年2月1日～



特約条項

- 一、契約最終月の賃料については日割精算は行わないものとする。
- 一、車庫証明の交付を受けた借主は、移転先駐車場の車庫証明書の写しや廃車証明書などを解約後遅滞なく提出すること。提出が遅滞した場合は契約が継続中とみなし、引き続き賃料を支払う義務があることを借主は承諾する。
- 一、賃料振り込みにかかる手数料は乙の負担とする。
- 一、本件駐車場において、乙を含め満車になったときは、乙は甲及び管理人が行う清掃時や維持管理を行う業者が■番枠を一時使用することに協力することを約束する。

(振込先) 永和信用金庫 北花田支店 当座 ■■■■■ 株式会社 丸武道具堂  
カ) マルタケドウグドウ

本契約の証として本書2通を作成し甲・乙互いに署名捺印の上各自1通を所持する。

平成28年1月2/日

貸主 住所 堺市北区奥本町1丁41-4  
(甲) 氏名 株式会社 丸武道具堂



借主 住所 堺市 ■■■■■  
(乙) 氏名 池田克史

TEL ■■■■■



仲介人 所在地 堺市北区北花田町2丁28番地  
名称 有限会社 エイショウハウス  
代表者 代表取締役 浅香隆一  
TEL 072-258-5315





ホ-05

## リース契約確認書

お客様が契約された会社 [貸主]

リコーリース株式会社

〒 135-8518 東京都江東区東菱1丁目7番12号

契約年月日	2015年 5月 1日
借受年月日	2015年 5月 1日
契約番号	

・お客様からお申込みをいただいたリース契約は、左記「契約年月日」欄記載の日付で成立しましたので、ご通知申し上げます。

・成立したリース契約の概要は本書面記載のとおりとなりますので、ご確認ください。

・万一、お申込み内容と本書面の内容に相違がある場合は、本書面受領後、直ちに当社までご連絡ください。

・本書面は「リース契約申込書(◆お客様控え◆)」と一緒に大切に保管してください。

リースは中途解約できません。

(敬称略)

ご契約者(借主)	〒 591-8002
所在地	大阪府堺市北区北花田町1丁目56-3
契約者TEL	072-253-2345
契約者名	池田克史市政事務所
代表者名	池田 克史
ご自宅	〒 [REDACTED]
	大阪府堺市 [REDACTED]
自宅TEL	[REDACTED]

リース条件欄	
月額リース料(税抜)	9,900円
消費税等	792円
リース月数	60ヶ月
総額リース料(税抜)	594,000円
消費税等	47,520円
前払回数	回(最終支払分より遡って充当)
リース開始日	2015年 5月 1日
リース終了日	2020年 4月 30日
支払方法	自動振替
支払日	4日
振替日が金融機関休業日の場合は、その翌日営業日となります	
消費税等 (円未満切捨)	消費税法等所定の税率により算出された消費税等額となります
再リース料(年額)	11,880円(税抜)

再リースをご希望された場合、上記金額に別途消費税等が加算された額を再リース開始時に一括にてお支払いいただきます。

リース物件の表示			
1	物件名	RICOH MP C2503	
	製造番号等		
	月額(税抜)	9,900円	台数 1台
	設置場所	池田克史市政事務所	
2	物件名		
	製造番号等		
	月額(税抜)	円	台数 台
3	物件名		
	製造番号等		
	月額(税抜)	円	台数 台
合計		1物件	1台
〈特約条項〉			

当社 本契約担当の支社・営業所

〒 530-0004

大阪市北区堂島浜2-2-28

堂島アクシスビル 12F

リコーリース株式会社

関西支社 大阪営業二課 営業2グループ

TEL 06-4799-4371

&lt;個人信用情報の照会・利用および登録について&gt;

当社が加盟する個人信用情報機関：株式会社シー・アイ・シー

登録する情報、登録期間、株式会社シー・アイ・シーの問い合わせ先等につきましては、別にお渡しする「個人情報取扱に関する同意条項」をご参照ください。

万一機械の故障・事故発生の場合は、売主又は保守会社までご連絡下さい

〒 593-8325

大阪府堺市西区鳳南町3丁目215

リコージャパン株式会社関西事業本部大阪支社堺第二(営)

TEL 072-260-3251